



れんごう茨城

2019年5月21日

No. 122

発行 日本労働組合総連合会
茨城県連合会
(連合茨城)

発行人・高木 英見 / 編集人・根本 陸男
〒310-0022 水戸市梅香 2-1-39
TEL 029(231)2020 / FAX 029(227)8610

ホームページアドレス
<http://ws1.jtuc-rengo.or.jp/ibaraki/>

第90回茨城県中央メーデー開催!

格差をなくし、平和を守る!
笑顔あふれる未来をつくろう すべての仲間の連帯で!



子どもプレゼント



冒頭あいさつ (内山裕メーデー実行委員長)



世界の平和を願い
鶴を折りました



デモ行進



茨城県児童福祉支援等カンパ



プラカードコンテスト表彰

連合茨城は4月27日10時から、三の丸庁舎広場において、「第90回茨城県中央メーデー」を開催しました。冒頭、主催者を代表して内山裕メーデー実行委員長（連合茨城会長）は、「私たち連合茨城は『働くことを軸とする安心社会の確立』をめざし、『働くこと』に最も重要な価値を置き、自立と支え合いを元に、誰もが公正な労働条件の下で多様な働き方を通じて、活力にあふれ、自己実現できる参加型社会を実現するために、取り組みを展開します。また、真の『働く者のための働き方改革』や『入管難民法改正による外国人労働者の保護』が実行されるよう注視するとともに、社会制度の変革も必要不可欠であることから政治活動を強化し、すべての働く仲間の幸せのために今後とも努力していきます」と、働く仲間の祭典・メーデー開催への思いを述べました。

来賓紹介の後、大井川和彦茨城県知事、郡司彰参議院副議長からあいさつを頂きました。その後、スローガン・メーデー宣言が満場の拍手によって採択されました。

また、メーデーにちなんだプラカードコンテストを行い、数々の力作の中から最優秀賞には自治労茨城青年部の作品が選ばれました。

会場では、茨城県の福祉施設等支援へのカンパ活動や連合平和運動・広島集会に持参する折り鶴作成を行いました。最後に小島実行委員長代行による団結ガンバローにて式典を閉会しました。

式典後は、会場から水戸京成百貨店まで横断幕や組合旗、プラカードを掲げ、シュプレヒコールを行いながらパレード・デモ行進を行いました。

第90回 地域・地区メーデー

日程

地域(地区)	開催日時	会場【雨天時の対応】
県北	北茨城 高萩 4月20日 10:00~	高浜スポーツ広場(高萩市高浜町1-42) 【雨天時:高浜スポーツ広場管理棟研修室】
	日立 4月20日 10:00~	日立シビックセンター-新都市広場 (日立市幸町1-21-1) 【雨天時:日立シビックセンターマールホール】
常陸野	常陸那珂 4月20日 10:00~	石川運動ひろば(ひたちなか市石川町10) 【雨天中止】
	水郡 4月20日 10:00~	山吹運動公園体育館(常陸太田市新宿町1) 【雨天決行】
中央	水戸 4月21日 9:30~	千波公園(千波湖)ハナミズキ広場 (水戸市千波町3080) 【雨天中止】
	下館 4月21日 10:00~	生涯学習センター「ペアーノ」 (筑西市舟生1073-21) 【雨天決行】
鹿行	4月20日 10:00~	神栖中央公園東芝生の広場(神栖市木崎1203-9) 【雨天中止】
土浦	4月20日 9:30~	霞ヶ浦総合公園多目的広場(土浦市大岩田1051) 【雨天中止・小雨決行】
県南	4月20日 10:30~	藤代スポーツセンター多目的グラウンド (取手市榎木15) 【雨天時:藤代スポーツセンター体育館アリーナ】
県西	4月20日 10:30~	坂東市民音楽ホール「ベルフォーレ」 (坂東市岩井5082) 【雨天決行】

北茨城・高萩



日立



常陸那珂



鹿行

水郡



土浦



水戸



県南



下館



県西



こんな相談が連合の労働相談に寄せられています。

ORK

ULE



Q 正社員と同じ時間働いているのに
パートは社会保険に入れないと言われた。
それって本当？

A 違います。パートタイマーなどの短時間労働者であっても、正社員の概ね4分の3（週30時間）以上働いている方は原則社会保険の適用となります。ただし、2016年10月より右表の5条件をクリアした場合も社会保険への加入が義務づけられますので、加入手続きをするように会社と交渉しましょう。

会社に対応しない場合は、労働組合に相談してください。組合がない場合には、「連合なんでも労働相談ダイヤル（0120-154-052）」にご相談ください。



■ 社会保険適用対象拡大の条件（※2016年10月から）

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| ① 週20時間以上
（残業時間含まず） | ④ 学生ではない
（夜間、定時制は除く） |
| ② 月額賃金8.8万円以上 | ⑤ 現行基準が適用される労働者が
501人以上の企業 |
| ③ 勤務期間1年以上の見込み | |



Q 10月から社会保険制度が変わるので
勤務時間を減らすよう会社から指示された。
社会保険に入ると手取りが減るらしいから
会社の言うことを聞いたほうがよい？



A 10月1日から社会保険の適用対象者が拡大され、今までは加入対象でなかった人も、対象になる場合があります。その保険料は労働者・事業主がそれぞれ負担します。そのため、経費が増えることを嫌がる経営者の中には、加入要件にあたらないう勝手に勤務時間や給料を減らすケースがあるかもしれません。そうした会社の行為は不利益変更にあたり違法です。

社会保険は労働者が病気やケガなどをした時に頼りになる制度です。現在全額自分で国民年金などの保険料を払っている方は負担が減ります。もし会社から労働時間や給料の引下げの提案を受けたら、その場で了承せず、労働組合などに相談しましょう。



社会保険制度には
さまざまなメリットがあるよ。
どんな保障があるのかきちんと覚えておこう。
くわしくは、26頁の
「なぜ?なぜ?まるわかり教室」
を見てね!

働く上で最低限必要な
ワークルールや
相談窓口をまとめました。
連合HPで掲載中!
ぜひ活用ください。



厚労省も後援!
ワークルール検定に
挑戦しよう

次回は
11月23日（水・祝）実施

右ページの
案内も見てね!



ワークルール検定とは

労働基準法や労働組合法などの法律や、休日や賃金、解雇など、職場で問題になりやすいワークルールに関する一般的な知識を問う検定試験。

このページは連合HPでも配信中!
皆さんもお使いください。

問合せ先 (一社)日本ワークルール検定協会 ☎03-3254-0545
<http://workrule-kentei.jp/>

今こそブレイクスルー！ すべての労働者の処遇改善と働き方の見直し！

連合茨城「地場共闘センター」情報

TEL:029-231-2020 FAX:029-227-8610 Eメール: info@ibaraki.jtuc-rengo.jp

No.3

宛先：地場共闘組合・構成組織・各地域協議会

発信者：高木・綿引

2019年5月15日(水)

2019年春季生活闘争 回答妥結額 5,212円(賃金改善分 1,059円)

茨城県内300人未満中小労組の賃上げは3年連続5,000円超!!

1. 連合茨城 2019 年春季生活闘争回答妥結額 NO.3 (5月14日集計分)

- (1) 賃金関係 ① 要求組合数 …………… 73 組合
② 回答妥結数 …………… 52 組合

【業種別集計】

業種別	2019年 集計組合		2019年 回答額(加重平均)			昨年対比 計①-②	2018年 回答額(加重平均)		
	組合数	人員	計①	定昇分	賃金改善① (賃金改善①-②)		計②	定昇分	賃金改善②
計	52 /82	5,153 人	5,212円 1.98%	4,153円	1,059円 ベア 320円 (対比 ▲274円)	▲117円 ▲0.06ポイント	5,329円 2.04% 80組合8,393人	3,996円	1,333円 ベア 568円 (対比 302円)
製 造	27 /39	3,777 人	5,314円 1.98%	4,499円	815円 ベア 266円 (対比▲726円)	64円 0.01ポイント	5,250円 1.97% 38組合5,186人	3,709円	1,541円 ベア 809円 (対比 304円)
商業・流通	4 / 8	690 人	4,983円 1.99%	2,830円	2,153円 ベア 629円 (対比 165円)	▲380円 ▲0.01ポイント	5,363円 2.00% 7組合1,234人	3,375円	1,988円 ベア 435円 (対比 717円)
交通・運輸	3 / 3	148 人	3,517円 1.79%	3,110円	407円 ベア ー円 (対比▲1,244円)	450円 0.22ポイント	3,067円 1.57% 3組合146人	1,416円	1,651円 ベア ー円 (対比▲164円)
その他 ※下記以外	1 / 12	25 人	4,700円 1.59%	0円	4,700円 ベア ー円 (対比 ー円)	ー円 ポイント	5,569円 2.37% 10組合1,186人	5,305円	264円 ベア ー円 (対比67円)
自動車学校	15 /19	228 人	5,876円 2.08%	4,735円	1,140円 ベア 0円 (対比 1,128円)	183円 0.12ポイント	5,625円 1.96% 19組合264人	5,613円	12円 ベア ー円 (対比ー円)
電気・ガス	2 /3	285 人	1,507円 0.59%	728円	779円 ベア 779円 (対比 559円)	▲282円 ▲0.06ポイント	1,789円 0.65% 3組合377人	1,569円	220円 ベア 220円 (対比 220円)

※ 2019年と2018年で集計対象組合が異なるため、「定昇分」と「賃上げ分」の昨年対比は整合しない。



2月4日15時30分から水戸市京成ホテルにおいて、茨城県経営者協会との定期懇談会を行いました。連合茨城から内山会長はじめ副会長・担当執行員・地協議長ら21名、茨城経協からは加子会長はじめ副会長・支部長ら19名が出席しました。

この中で、内山会長からは「これまで築き上げてきた『賃上げ』の流れを、さらに大きなうねりとし、全ての労働者の賃金を『働きの価値に見合った水準』へと引き上げる闘争を展開していきたい。」また、第196回通常国会で成立した『働き方改革関連法』に触れ、「法律はあくまでも最低限のルール。労働組合の有無にかかわらず、誰もが守るべき社会のルールです。『働き方』は、産業・企業・職場によって様々であり、現存する『働き方』に改善を加える事が出来るのは、職場を熟知する労使にしかできない。労使が職場実態に真摯に向き合い、双方が納得の

いくまで話し合い、課題を解決する事で『すべての労働者の立場に立った働き方』が、はじめて実現する。」と思いを語りました。

内山会長から、経協加子会長に「2019春季生活改善労使交渉等についての要請書」を手渡しました。

意見交換では、①時間外労働の上限規制・労働時間の把握について（川又副会長）、さらに「36の日記念日への協賛」・「長時間労働是正に向けた共同宣言の締結」の要請を行いました。②年次有給休暇の取得促進について（菅原副会長）等、連合茨城から各課題を訴えました。



すべての職場で「より良い働き方」を実現するために、「36協定の適切な締結」が必要不可欠と川又副会長（情報労連）

「働き方」の見直しは基より、「年休の取りやすい職場環境」の改善が大事と菅原副会長（私鉄総連）

最後に連合茨城・茨城経協が、ともに諸課題解決に向け取り組んでいくことを確認し閉会しました。

連合茨城

「2019春季生活闘争要求実現3.2総決起集会」開催

連合茨城は、3月2日10時から、茨城県三の丸庁舎広場において、「2019春季生活闘争要求実現3.2総決起集会」を開催しました。組合員や推薦議員など約1,000名が参加しました。

主催者を代表して連合茨城内山会長から、「一人ひとりの働きの価値が重視され、その価値に見合った処遇が担保される社会を目指し、これまで築き上げた賃上げの流れをさらに大きなうねりとし、すべての労働者の賃金を働きの価値に見合った水準へと引き上げる闘争を展開していくことが必要である。すべての働く仲間の底上げが図れるよう皆さんと意志結集し、最後まで粘り強く取り組んでいきましょう」と訴えました。

来賓・議員懇談会を代表として、郡司彰参議院副議長から激励の言葉をいただきました。

集会の後は、水戸京成百貨店前までシュプレヒコールを上げながらデモ行進を行いました。



連合茨城は雇用・労働行政に関する要請行動を実施!!

→ 茨城県（3月12日）、茨城労働局（3月13日）

連合茨城は2019春季生活闘争における重要な取組みの一つとして、茨城県及び茨城労働局に対し、雇用と労働行政に関する要請を行いました。労働条件等の改善に向けた対策について、積極的な取組みを実施するよう強く求めました。

- I. 雇用の安定・確保、雇用創出対策の強化
- II. 労働条件等の格差是正
- III. 政策・制度の実現に向けた取組み
- IV. ワークルール等の課題への対応
- V. 男女平等課題の取組み

Action!

36

「Action! 36」茨城アピール行動

「クラシノソコアゲ応援団！ RENGO キャンペーン」第4弾として「Action! 36」茨城アピール行動を、3月6日の17

時30分より、JR水戸駅ペDESTリアンデッキにおいて開催しました。2019年4月1日から改正された労働基準法の改正ポイント、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得義務などを説明し、『残業させるためには「36協定の締結」が不可欠であるが、知っている人は5割半ば、勤務先が「36協定を締結している」



と答えたのが4割半ばであり、36協定を結ばずに残業をさせている企業が多くある。36協定を正しく理解して結ぶことが重要である』など訴え広く活動の理解を求めました。



私たち連合は、「36協定(サブロク)協定」を社会全体に広げていくために、3月6日を「36(サブロク)の日」として日本記念日協会に申請し、記念日の登録を行いました。

組合員一人ひとりが
私たちの暮らしを
変える主役です!



6月は男女平等月間です!!

連合は、職場・家庭・地域における男女平等参画の重要性について組織内の合意形成を図り、男女平等推進への機運を高めるため、2004年より6月を「男女平等月間」と設定し、時々の課題をテーマに取り組みを行っております。厚生労働省では6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、内閣府においても、毎年6月23日～29日を「男女共同参画週間」としております。

連合は、構成組織・地方連合会と一体となって、男女平等参画社会の実現に取り組みます。



増やそう!
女性議員

反映させよう!
多様な仲間の声

届けよう!
女性の声

テーマ

- 1 すべての労働者の働き方を見直し、均等待遇の実現と、仕事と生活を調和できる職場環境を実現しよう
- 2 仕事の世界におけるあらゆるハラスメントと暴力を禁止しよう
- 3 男女平等社会の実現に向けて、政治への関心喚起や組織拡大など運動の輪を広げよう

本音で語ろう!!

パート・派遣・有期雇用労働者のつどい

連合茨城パート・派遣・有期雇用労働センターの取り組みとして「本音で語ろう!! パート・派遣・有期雇用労働者のつどい」を2月26日に開催しました。

現行の「パートタイム労働法」が「パートタイム・有期雇用労働法」として2020年4月から改正されることを受け、さらには労働基準法の改正等働くうえでの各法制度の改正内容を熟知するために、茨城労働局雇用環境・均等室長松本春美氏の講演を中心に開催しました。特に「パートタイム・有期雇用労働法」の改正内容について、丁寧な説明を頂きました。



参加者の声

1 教員(臨時・非常勤講師)の労働条件等の改善について

⇒連合としても大きな問題として捉えている。法改正に向け運動を展開している。

2 パート労働者の相談において、「年休がない」・「時給が上がらない」など相談が寄せられている。中小零細企業の経営者に対する改正法制度の徹底について

⇒労働基準監督署・茨城労働局において、各種相談コーナーやセミナーの開催等行っている。労働局では、働き方改革推進センターで支援活動を行っている。

3 人手不足で新しいパートの募集をしても時給が安いと応募がない。今までのパートと比較して、時給を上げなければならない。待遇格差でないか?

⇒パートの賃金・時給の見直しを行うチャンス。しかし、賃金については経営者の努力目標になっている。法的不備の状況にある。

3.8国際女性デー

～バラを配ってアピール～

「3.8国際女性デー」とは・・・

1857年にニューヨークで起きた工場火災で、多くの女性たちが亡くなったことを受け、3月8日に低賃金・長時間労働への抗議行動が起こったことが起源です。その年以降の3月8日も女性の参政権などを求めるデモ行動が展開され、国連においてこの日を記念日と決めました。新聞では特集記事が組まれたり、世界の企業や著名人がSNSで発信したりするなど、世界各地で様々な取り組みが行われています。

連合茨城は、3月8日女性委員会・青年委員会を中心に水戸駅北口・南口において「女性の尊厳・人権の確保」を表すバラの花を配り市民にアピールしました。



女性のための

連合全国一斉集中

労働相談ホットライン

サポート
職場で悩むあなたを応援します!

2019年
6月3日月～4日火

午前9時～午後7時

－職場でのトラブルや悩み ひとりで抱えない－

ひとりで悩んだり、我慢せずに連合茨城フリーダイヤルへ!

フリーダイヤル

いこうよ

れんごうに



0120-154-052

相談無料

秘密厳守

携帯・
スマホOK



LINEでも相談できます!

お友だち登録はこちら!

期間
限定

6月3日月～4日火
午前10時～午後3時

*LINEは連合本部につながります。



労働相談事例から

No.11

— 有給休暇制度の一部改正と買い上げについて —

「働き方改革」の一環として、有給休暇の制度も一部改正が行われました。有給休暇は雇い入れ日から6か月継続して雇われ、全労働日の8割以上出勤していれば、原則10日付与されます。働く者が、心身のリフレッシュを図ることを目的に、原則として、労働者が請求する時季に与えることになっています。また、取得の理由を伝える必要もない制度です。しかし、同僚への気兼ねや請求することへのためらいから取得率は5割前後と低調です。

今回、有給休暇が10日以上付与されている労働者に、付与した日から1年以内に年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。もし、経営者が違反した場合は労働者一人につき30万円以下の罰則が科せられます。これらの法改正を十分理解して、長時間労働を是正してワーク・ライフ・バランスを実現しましょう。



相談内容

Consultation

先日、突然経営者から「この度、経営不振から会社を解散することになった。働く先は関連会社で受け入れてくれることになったので、希望者はそちらに移って欲しい」と言われました。従業員の殆んどは「以前から、このような会社ではこれ以上働きたくない」と思っていたのですが、余りにも突然の解散に激怒しました。そこで、全く消化出来なかった有給休暇の買い上げ等を会社に要求しました。しかし、会社は「有給休暇の買い上げは法で認められていないので、できない」と回答してきました、本当にダメなのでしょうか？

対応内容

Correspondence

有給休暇にも時効があります。賃金と同じように2年間行使しないと消滅します。当該年度に消化しなかった有給休暇は翌年度に繰り越すことができます。従って、最高だと繰り越し20日にその年の20日がプラスされ40日になります。しかし、現実には5割前後しか消化しきれていません。そこで、「未消化有給休暇の積立制度」などを設けて、将来利用できる制度などを作っておく必要があります。

さて、消化できなかった有給休暇の買い上げについて、厚労省は通達で「買い上げ予約は労基法違反」としています。しかし、法律を上回る有給休暇（時効にかかった未消化分や企業独自の上乗せ休暇）の買い上げは労使間の自由です。また、労働者が有給休暇請求権を行使せず、時効や退職などで消滅するような場合に、残日数に応じて金銭を支払うことは、事前の買い上げ予約と異なり、労基法に違反しないとされています。会社の仲間と力を合わせて強く要求して下さい。

5月～8月のおもな日程

Main Schedule

5月16日 困	14:00～	第18回三役・執行委員会	7月31日 困	第4回地協二役会議
5月21日 凶	13:00～	A部門(金属)およびD部門(交通・運輸)合同連絡会議	8月4日 回	平和行動 in ヒロシマ
5月22日 困	15:00～	医福労連第2回幹事会	8月6日 凶	
5月27日 回	13:00～	連合茨城2019年政策・制度討論集会	8月8日 困	平和行動 in ナガサキ
5月30日 困	13:00～	しあわせセンター第2回運営委員会	8月10日 回	
5月30日 困	14:00～	労働委員と労働審判員との合同研修会	8月22日 困	10:30～ 第20回三役・執行委員会
6月20日 困	13:00～	第19回三役・執行委員会	8月30日 回	次代を担うスキルアップセミナー
6月23日 回	平和行動 in オキナワ		8月31日 回	
6月25日 凶				

しあわせセンター法律相談は予約制です。
0120-154-052 へお電話下さい。(相談時間は30分です)